

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	伊藤	良昭	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤	秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木	仁	君
財政課長	相原	光男	君
税務課長	佐藤	芳	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	鈴木	俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	大川原 真一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	水上 祐治 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第4号)

平成29年6月9日(金曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3号 平成28年度船岡小学校大規模改造工事(建築工事)(債務負担行為)(繰越明許)請負契約について
- 第 3 議案第 4号 平成28年度船岡小学校大規模改造工事(機械設備工事)(債務負担行為)(繰越明許)請負契約について
- 第 4 議案第 5号 平成29年度柴田町一般会計補正予算
- 第 5 議案第 6号 平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第 7号 平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第 8号 平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 8 意見書案第1号 宮城県国民健康保険運営方針案に関する意見書

- 第 9 陳情第 1号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情  
陳情第 2号 就学援助の拡充と見直しを求める陳情
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番安藤義憲君、4番平間幸弘君を指名いたします。

---

日程第2 議案第3号 平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約について

日程第3 議案第4号 平成28年度船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第3号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約について、日程第3、議案第4号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約について、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約、及び議案第4号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

船岡小学校は、昭和57年に建設され、既に34年が経過いたしました。

今回は、校舎内外壁の塗装、校舎屋上の防水改修、床の張りかえ、給排水配管改修などを行います。さらに、屋内運動場の長寿命化を図るため、外壁の補修及び塗装、屋根防水塗装を行います。

本事業は、国の平成28年度第2次補正予算で採択され、工事発注の準備を進めてまいりました。なお、本工事は建築、機械設備、電気設備工事に分離発注するもので、既決予算に基づき4月24日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の公告を行い、5月17日に入札執行いたしました。

議案第3号につきましては、建築工事が対象となっております。入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社サカモト、株式会社松浦組の3者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と2億1,600万円で工事請負仮契約を5月19日に締結いたしました。

議案第4号につきましては、機械設備工事が対象となっております。入札参加者は、株式会社登勇管工設備、有限会社高美住設の2者でありました。入札を執行した結果、株式会社登勇管工設備と7,344万円で工事請負仮契約を5月19日に締結いたしました。

以上、2件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、一括議題となりました工事請負契約案件2件に係る入札と、契約に関する詳細説明をいたします。

初めに、議案第3号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約です。議案書3ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして2億1,600万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社松浦組です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第3号、第4号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の建築一式の総合評定値が800点以上であることなどを条件として制限を付し参加を求めた結果、記載のとおり町内業者3者、町外業者1者から入札参加申請がありました。この参加申請のあった4者について、5月10日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。入札結果調書になります。入札執行日は5月17日、予定価格につきましては消費税抜きで2億350万円、最低制限価格は消費税抜きで1億7,297万円です。5月19日に仮契約を締結しております。工期は、議決日の翌日から平成30年9月28日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。入札参加申請のありました4者中、2番の株式会社八重樫工務店については5月15日に辞退届が提出されておりますので、残る3者に対してこの表にあります評価基準に従い評価しています。配点については、価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社四保工務店が10点、3番の株式会社サカモトが1点、4番の株式会社松浦組が10点となりました。次に、価格に関する評価では、3者中株式会社松浦組の入札価格のみが予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから総合評価の対象となり、入札価格2億円で応札しました。株式会社松浦組に、価格評価点として満点90点を配点し、総合評価の結果は合計で4番の株式会社松浦組が100点で、落札者となったところ です。

次に、議案第4号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約について説明をいたします。議案書5ページをお開きください。

この工事案件につきましても、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成28年度船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）（繰越明許）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして7,344万円となります。

4の契約の相手方は、株式会社登勇管工設備です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、同じく別冊の関係資料3ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する一般建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の管工時の総合評価値が750点以上であることなどを条件として制限を付し参加を求めた結果、記載のとおり町内業者2者から入札参加申請がありました。この参加申請のあった2者について、5月10日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

4ページをお開きください。入札結果調書になります。

入札執行日は5月17日、予定価格につきましては消費税抜きで7,230万円、最低制限価格は消費税抜きで6,145万円です。5月19日に仮契約を締結しております。工期は、議決日の翌日から平成30年9月28日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社登勇管工設備、2番の有限会社高美住設とも10点満点となりました。次に価格に関する評価では、2者の入札価格は予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。最低入札価格6,800万円で応札しました株式会社登勇管工設備に、価格評価点として満点の90点を配点し、有限会社高美住設は株式会社登勇管工設備の入札価格に応じた価格評価点を計算し、88.31点となりました。総合評価の結果は、合計で1番の株式会社登勇管工設備が100点、2番の有限会社高美住設が98.31点となり、総合評価点の高い株式会社登勇管工設備が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 続きまして、工事内容について補足説明をいたします。資料の5ページをごらんください。

船岡小学校の配置図と本工事の対象範囲を斜線部分で示したものでございます。校舎と屋内運動場の大規模改造工事となります。

右側の表の工事概要をごらんください。1の建築工事については、校舎については屋上防水改修と外壁の塗りかえを行います。内部は床の張りかえ、壁・天井の塗りかえを行います。屋内運動場については、屋根の防水塗装と外壁の補修・塗りかえを行います。2の機械設備工事については、校舎の給排水管の改修とFF式暖房機器を設置するものです。なお、分離発注となる電気設備工事では、教室の照明をLED電灯に取りかえを行うものです。

次に6ページ、7ページですが、6ページは北校舎、7ページは南校舎で、それぞれ南側からの立面図となります。下のほうが断面図となります。主な改修箇所を示しております。

6ページの立面図をごらんください。工事内容は北校舎、南校舎とも共通です。屋上防水改修についてはアスファルト防水とし、加えて遮熱塗料仕上げとなります。外壁については、サッシ周りのシーリングの打ちかえ、ひび割れなどの補修を行い、シリコン塗料で塗りかえます。また、各教室ベランダの防水工事と手すりの塗りかえを行います。

下のほうの断面図は、内部の工事内容になります。各階の教室と廊下の壁と天井を塗りかえ、床は既存の床材を撤去し、塩ビシートで新設します。また、教室の出入口の建具を交換します。北校舎3階廊下の窓には、転落防止用手すりを設置します。教室の暖房機を、今までの電気式からFF式暖房機に交換設置します。また、教室の照明をLED電灯に交換するとともに、4灯から6灯に増設をします。

次に、8ページをごらんください。屋内運動場の南側と東側からの立面図になります。外壁については、サッシ周りのシーリングの打ちかえ、ひび割れなどの補修を行い、シリコン塗料で塗りかえます。屋根については、防水・防さび・遮熱塗料により塗りかえを行います。

以上で工事内容の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 全体的な工事の中身について、ちょっとわからないところあるので教えていただきたいと思います。

6 ページにあります建物の断面のほうに、暖房機器を電気式から F F 式に改めるとあるんですが、F F 式に改めることによりまして新たに給油タンクの設置、給油管、そして屋外の排気等のカバーといいますか、そういったことも新たに出てくると思います。そういったことを含めた上で、その F F 式に切りかえる理由というのが、今電気に切りかえるのが主流になっていますので、電気から F F 式に切りかえるという理由について教えていただきたいと思います。

それと、外周周りについて、外壁の改修、これ全部体育館も含めてなんですけれども、足場を組んでいくと思うんですが、この足場を組んだときに今までにここにはない繰り上げの補修というのもやっていったほうが足場かかる分については有利だと思うんで、外壁の足場かかっている間での繰り上げの補修というのがあるかどうかについて、教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 2点について答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず暖房機器、電気式から F F 式暖房に交換するという点ですが、今回 F F 式暖房機にかえるということで、こちら集中制御ということで、1カ所で校舎の暖房機のほうの制御を集中ですということになります。それで燃料ですね、そちらも1カ所ということで、そちらも含めて配管等を補修します。電気から F F 式にかえるということなんですけど、F F 式のほうがエコというかそういう形で、あとは電気式ですとどうしてもムラがあるというか、なかなか教室の中、行き渡るという形にはならないのかなということで、今エコという観点からすれば F F 式のほうが有効かなということでかえる予定です

あとそれから、足場の設定。ちょっともう一度、済みません、お願いします。

○議長（高橋たい子君） どうぞ。

○7番（秋本好則君） 足場を組むということは、結構お金かかるんですよ。ですから、せっかく組んでそれがある以上、そのある間に今までまだ改修時期が先だと思っているやつも、ここで逆に繰り上げて改修したほうがトータル的にはランニングコスト的には安いんじゃないかという観点から、その辺をお聞きしました。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 外部に関しては、先ほど私のほうでひび割れ等の補修と言いましたが、例えばひび割れ以外にも破損、欠落というんですかね、そういう部分も含めて、外部は全て補修をいたします。補修をした上で、今までずっとゴツゴツという壁面だったんですがちょっと滑らかな感じで塗装をして、汚れもつかない形ということで改修を行います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。

先ほどの足場の件なんですけれども、例えばやっている間に電気の排気、ファン関係とか、ほかにいろいろ設備が外に出ているんですけれども、そういったことの点検、あるいは雨どいの点検とか、そういうことも含まれるのかということを確認したいと思います。

それと、先ほどのFF式のヒーターの件なんですけれども、電気式を改修ということも、新たな形で電気式にかえるということも一つ検討されたのかどうか。その上でFF式になったのかということ、その辺の検討の結果こういう形になったのかということを知りたいと思います。

それと給湯管、先ほどのFF式ですね、集中管理するということなんですけれども、それは可能なんだろうけれども、各部屋にFF式のストーブのところまで石油の配管を持ってこなくちゃいけないですね。そういう形を全部、いろんな形でデメリットも多いと思うんですよ。そういったことも含めた上で、FF式がいいというふうに判断されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 足場を組むという上で、例えば機械設備工事、それから建築工事のほうなんですけど、一応今スケジュールとしてありますが、今後業者の間で効率的に工事が進む形でやっていくということで、今後協議をしながらその部分に関しては連携してやっていただくように今後していきたいと思います。

それから、FF式暖房機器ということなんですけど、これ平成28年度は西住小学校ですかね、そちらもFF式ということで、やはりFF式のほうが効率的というかそういう形ということで、FF式暖房機ということにかえてきている流れがございます。給油管のほうも、機械設備工事の中で敷設をしていくということで、今回入っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。3号議案について。

1点目は、今回校舎の外壁を塗りかえるということになっていますが、今でも電車で、言うなれば校舎の裏のほうから見ると白壁なのに黒くなっているということで、前の文教厚生常任委員会のときに私「どうにかできないのかな」って言ったことがあります。今回塗りかえるということなんですけど、どういう材料を使ってやって、今回塗りかえればああいう今のような黒くなるということが防げるのか。やっぱり何年かたつと劣化して、またあのような状況になるのか。ちょっとその辺、確認したいと思います。

2点目は、入札結果調書でこの校舎の建築工事のほうなんですけど、入札が2回だったわけで

すね。ということは1回目が9月で、2回目になったと。ようやく4者が参加したら、1者は途中辞退、それから2者は入札価格が価格評価対象外だと。これはどうなんですか、今回の町の設定した条件が業者からすると価格面などで厳しかったのかということと、今後ほかの町のいろんな入札でこういうこともあり得る状況なのかという点を、ちょっとお聞きしたいんですけども。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目教育総務課、2点目財政課長、お願いします。どうぞ。

○教育総務課長（森 浩君） 外壁に関しては、やはり今現状議員が言われるように黒ずんでいるとか、そういう形になっておりますので、今回外壁に関しては先ほど言ったようにひび割れ等の補修、あとそういう欠落しているところの補修等をかけて、その後高圧洗浄しましてまず汚れを落として、その上に吹きつけをしてゴツゴツだった部分を、手で触るとわかるんですがゴツゴツとなっている部分が滑らかな形にして塗装を行うということですので、全く汚れがつかないかと言われれば何とも外壁ですので、ただ、今みたいな形でゴツゴツの壁面が滑らかな壁面になるということで、汚れがつきにくいということでは考えております。

○議長（高橋たい子君） 次に、財政課長。

○財政課長（相原光男君） 建築関係で、この入札関係の条件が厳しかったのかということですけども、予定価格の最低制限価格が85%ということで、厳しいというふうには思っておりません。この入札回数の2回というのは、1回目が不落になったということではなくて、1回の入札で3回まで入札できますので、その2回目で予定価格に達したということでございます。そういう2回です。今後あり得るかということですけども、入札ですのでそういったことで価格の競争になりますので、今後もあり得るということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 塗装というか、ほかの市とか町とかの学校で、完璧に真っ白になっているということはあるかないかということですよ。ほかのところでも同じようなことと、ちょっとそこだけ一つ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回大規模改修ということで、塗りかえをいたしまして、汚れがつきにくいということでは検討して今回塗装を行います。塗装した後に絶対に汚れがつかないかということ、やはりそれはなかなか厳しいんじゃないかと思えます。ただ、今までより非常

に汚れがつきにくいということでの塗装を行うということです。

○議長（高橋たい子君） 1回目の答弁で訂正、修正の申し出がありましたので、許します。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 済みませんでした。1回の入札で3回までと言いましたけれども、一般競争入札の場合は2回までということでした。

○議長（高橋たい子君） 再々質問、どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 確認というか、町が施設についての総合管理計画というものを策定したわけなんです、この船岡小学校に関しては、今回国のこういう補助金とかがついて、外壁とかいろいろやるということなんです、いわゆる船岡小学校に関して例えば長寿命化ということで年次的にこういうふうに改造していくとか、そういう計画というのはきちっとできていると理解していいんですか。それとも、国から補助がついたから、今回はこうする。もしも万が一途中でどこか雨漏りがあれば、予算がつくのであればそれについてやるという、そういう臨機応変という考え方というんでしょうか。ちょっとそこ、改めて確認したいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 公共施設等総合管理計画は、私から言うと「図上の上の空論」と言っても過言ではないかなというふうに思っております。その理由は、いつも言っているように柴田町はよくても46%しか自由に町長なりません。ですから、今回のように9校ですか、急に補正予算で大規模改修工事が認められるということであれば、計画を前倒ししてでもやらなければならないと、こういうのが実情でございます。ですから、ここを理解してもらわないと、幾ら管理計画できちっと立てても、最終的に財源の有利な仕組みがあれば前倒しでどんどんやらざるを得ないというのが、柴田町の実情でございます。

ですから今後、東船岡小学校、西住小学校の大規模改修、計画は立てて長寿命化を図っておりますが、国がまた秋に補正予算を組むとなると有利な財源でございますので、前倒しでどんどんやっていくということでございます。ほかの公共施設も同じでございます。

ですから、残念ながら図上の上の計画は立てますけれども、最終的には国の制度が一貫していないわけですね。町の計画どおりに国が予算をつけてくれるわけではないですね。そこをしっかりと連動しない公共施設等総合管理計画というのは、残念ながら実践するのは難しいということもご理解して、舟山議員には町民から聞かれたらそういうことも答えていただかないと。今回の一般質問でもありましたけれども、正しい情報を伝えていただかないと誤解を生じるということもございます。正しく伝えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

放課後児童クラブの部屋を工事するとき、その工事中はどの部屋を利用するようになるのでしょうか。それと、スケジュール上いつごろ行う予定でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、船岡小学校の大規模改造工事となりますが、放課後児童クラブの部屋ですね。そこは、もう学校としての施設の登録ではなくなっております。児童クラブとして、ですから財産処分ということで学校から放課後児童クラブの部屋ということになっておりますので、今回の国の交付金を受けてやる事業としては、児童クラブの部屋は入っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、外壁とかはどうなるんですか。廊下とか外壁とか。今、確かに児童クラブは前に一度やっているから、それほど汚れているわけではないんですが、ほかの教室との差が出ると思うんですよね。一緒に行った場合は、かなりお金がかかりますか。やはり均一にというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 外壁、廊下、そういう共有部分に関しては、こちらは大規模改造工事の中に入っております。部屋の中、教室のように床と天井と壁を塗りかえるということの部分に関しては、そこは今回の中には入っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ございますか。（「いいです」の声あり）

補足説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私もちょうとわかりしておりました。大規模改修は、全ての教室が新しくなるというふうに思っていたんですが、今、児童クラブの部屋が改修対象にならないと。ということは予算が伴っていないと、そういうことですね。それであれば、ことしは難しいんですが、もう1年来年工事がありますので、ちょっと事務的に詰めまして、そこだけ新しくないというのは、後で多分町長に対して「何だ」と批判が来るのは目に見えておりますので、もちろん財政課とも相談させていただいて、やれるときには内装も含めて単独事業でやらざるを得ないというふうに思っております。

ですから、こういう事情があるわけですね。全て国だと思っていたら、対象外と。ですから、舟山議員が理路整然というのも正しいんですが、実際は現実的にはそうならない場合がいつば

いあるということでございますので、あわせて単独でやらさせていただきますか、検討はさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありますか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 6ページ、A3の説明図ですけれども、電灯のLED化ということになっているんですが、今回LED化にするのは工事するからついでにやるのか。つまり、現照明では暗くなってきているからやるのかということですね。それから、この照明については、たしか子どもたちの机の上での照度、何ルクスというたしか規定ありましたよね。その規定に当然合うものだと思いますが、その辺について。それから、このLED化による電灯の色ですね、昼光色とか蛍光色とかってありますよね。その辺の色は、どういうふうな感じになるのかということをお聞きしたいと思います。

それから2点目は、ただいま町長が「机上の空論」というふうなことを発言しましたが、前総務常任委員会としては、この建設に関して提言まで出しています。町も金を使って、これを計画しています。それを「机上の空論」というふうな言われ方をするのは、ちょっと理解できません。どうか、訂正をするとか何か、その辺をよろしく。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教室内の照明、LED化ですが、こちらは大規模改造の中でエコ改修と言われる部分に該当するもので、LED化することによってまずは省エネという部分が期待される。それから、照度ですね。明るさというか、今でも基準は満たしているんですが、やはりちょっと低いということで、LED化することによって教室の授業を受ける上での環境をよくするという部分がありまして、LED化なおかつふやすということでやっております。エコという部分での交付金対象になっております。

先ほど、整備計画はないのかという部分がありましたが、こちらホームページのほうに学校の施設整備計画ということで、今回、学校施設環境改善交付金がこちらで該当しているんですが、その交付金を受けるためには事業年度ごとに計画をして、掲載されている部分が交付金の対象になっていくということですので、ホームページのほうにも上がっておりますが、学校施設の改修に関しては計画的に、計画の見直しをかけながら3カ年ごとに計画を掲載して、それで国のほうに申請をしているという状況です。

○議長（高橋たい子君） どうぞ、続けて。

○教育総務課長（森 浩君） LEDの色なんですが、白ということで、そういう形になります。白色というんですかね、よく電灯色とか何とかがってありますよね。ですから、白ということで

文字が見やすいというか、そういう形になるかと思います。

○議長（高橋たい子君） 2点目、副町長。

○副町長（水戸敏見君） 町長の説明の中で「空論」という説明があって、本当に言葉足らずだなと隣でも聞いていたんですけれども。その根底は、公共施設整備計画というやつについては、いわゆる統計学的な数値を出します。例えばRCづくりの建物については50年の耐用年数、25年目に約6割相当額のお金をかけて改修する、そういうことが全部前提になります。ただ、本当に25年目なのか、金額が6割相当までいくのか、それはその個別、個別によってそれによって違うわけです。ですから、今計画が総額で、マクロな計画できましたけれども、どちらかというとその金額については「空論に近い」と言われてもしょうがないくらいの精度ではあるということは事実なんです。ただ、どこかで小まめに改修していくか、本当に25年目・30年目で6割相当の大規模改修をやって10年・15年の延命化を図るか、それはそのたびごとに議会なりで評価していかなきゃいけないんだなというふうに思います。

少し町長が、「空論」という言葉が過ぎたことについては、おわび申し上げたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そういう理屈じゃなくて、言っている言葉なんですよ。みんなが努力して計画を立てたんですよ、役場の職員も。我々も委員会として提言までしている。それを、そういうふうに「机上の空論」などという、言葉の問題なんです。言葉足らずでなくて、過ぎていくんです。つまり、「計画がどうだ、こうだ」ということじゃなくて、こういう場でそういうことを言うことが適切かどうかということを、私は言いたい。よくよく反省していただきたいと思いますので、よろしくね。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり、計画を立てる。計画を立てて、実践に移さなくちゃならないということですよ。実践に移すとなると、最終的には住民の意向、それから予算の措置、それが町長の自由になるということであれば、ここで議論しているように、それは「空論」とは言えません。全て町長の責任ですから。たかだか財政的には、40%しかないわけです。それで、全て公共施設については国の財政に左右されるということでございます。ですから、実施計画を立てても、残念ながらそれを実現できない。今ほかの自治体で公共施設等総合管理計画、計画はつくりますが、実践に移しているところほとんどありません。ですから、「図上の空論」的なものだ。多分後で議事録見ていただくとわかるが、「空論」とは言っていなかったと思います。

ね。

ですから、やっぱりそこは現実的に理解していかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。実際に公共施設等総合管理計画、実践に移さなきゃいけないわけですから。そのときに、こういう条件がひとつもない現実も、理解してもらいたいというふうに思っております。国と県と町が連動して計画を立てるのであれば、これは「机上の空論」にはなりません。

ですから私が言ったのは、やはり公共施設等総合管理計画の実践計画を立てるときに十分に計画は立てるけど、途中変更があり得るということです。それを今、白内議員のように、たまたま私が気づかなかった面があったので、来年度補正予算を組むと。計画では、大規模改修で船岡小学校は終わりだったんです。でもこういうことは、多々あるんですね。船迫小学校の大規模改修においても、本当はFF式暖房機は終わってなきゃなかったんです。でも、国は対象として認めないということでございます。たまたま今回認められたということです。こういうふうにちぐはぐなことが、残念ながら起きてくるということでございます。

ですので、「空論」と調べてもらうとわかりますが、もちろん「空論」と言い切ったのであれば大変申しわけなかったというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ですから、先ほども言ったように「こうして、こうして、これができなかった」「できた」とかという問題じゃなくて、さっきは「的」なんていう言葉絶対言っていないから、「机上の空論です」というふうに言ったんです。皆さんに聞いてもらってください。議事録なんて見なくても、みんなの耳で。だから、そういう言葉の使い方を注意していただきたいということで言ったわけで、町が計画した、我々が、例えば「議会がいったことによって町がやるということができなかった」とか言ったって、そういうことは今までだってたびたびあることですから。「そんなこと」と言ったら申しわけないですけども。そういうこともあるわけですから、それはいいんです。

ただ、そういうふうにして努力している職員と、実際そういうふうには計画を立ててやっている人がいる中で、そしてこの議場で「空論」というふうに言い切られてしまうということは、「言葉足らず」じゃなくて「言葉が過ぎている」んじゃないですかということでは言っているわけで、「できる」「できない」のことはいいですよ。言葉の使い方をよくよく考えていただきたいということを私は言っているわけです。そういうことです。

○議長（高橋たい子君） 答弁、求めますか。（「いいです」の声あり）

町長。

○町長（滝口 茂君） 基本計画策定した基本構想と、実施計画は違いますからね。基本構想は、確かに今から議論をしてまとめましたけれども、これから実践計画を立てていく段階での話でございますので、その点もご理解いただかないと。今、発言を聞いていますと、一生懸命やった基本構想ですか、こちらのほうを町長が批判しているように受け取られかねませんので、そういうことではなくて、基本計画は確かにつくりましたけれども、これを実際の計画づくりにするときには、こういう事情があるんですということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。9番平間奈緒美さん。

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。

1年おくれてようやく船岡小学校の大規模改造工事、工事のめどが立ったということですが、保護者への周知方法について伺いたいと思います。どのような形で保護者に周知をしていくのか。あと屋内運動場、体育館も外装・屋根・防水塗装等やりますが、それについて夜間いろいろ体育館を使っている団体もあると思いますが、そちらの方々への周知方法もどのようにしていくのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 保護者等への周知方法ということですが、今回こちらで契約が認めただけでした後に、事業者とまた学校とスケジュール案で協議をするんですが、実際には北校舎・南校舎、それぞれ1階・2階・3階ということで、順番で流れをつくって工事のスケジュールを決めていくこととなります。それが決まり次第、学校のほうから児童が教室を移動する場合がありますので、そういうことで保護者のほうにはお知らせをしていくということ考えております。

あとそれから体育館なんですが、やはり学校開放ということで夜間使っている方がおりますので、今回体育館に関しては外側、屋根・外壁ということですので、そちらの利用に支障のない形で進めたいと思いますが、やはり学校開放事業で使う場合も船岡小学校の工事のスケジュール等をお知らせしながら進めたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

ほかに質疑ありますか。10番佐々木裕子さん。

○10番（佐々木裕子君） 10番佐々木裕子です。

足場を組むということなので、期間を見ますと平成30年の9月28日までになっております。子どもたちの出入りに関しては、どのようになりますか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 校舎の周りを足場で囲むようにはなるんですが、それも北校舎・南校舎があって、西側・東側ってありますので、そちら一斉に全部囲うわけではありませんので、そのスケジュールに従って足場を組んでというふうになっていきますので、その部分を含めて学校のほうで児童の安全ということも含めて、学校と協議しながら進めてまいります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。（「いえ」の声あり）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 4 号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 5 号 平成 2 9 年度柴田町一般会計補正予算

- 議長（高橋たい子君） 日程第 4、議案第 5 号平成29年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 5 号平成29年度柴田町一般会計補正予

算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、地域コミュニティ支援の一環としてのコミュニティ助成事業補助金を初め、庁舎屋上防水改修工事のほか、小中学校の学習支援のために必要な備品購入費などを措置するものです。これらの財源として、国県支出金、財政調整基金からの繰入金などを充当しております。

歳入歳出それぞれ2,843万1,000円を増額し、補正後の予算総額を113億8,410万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、詳細説明をいたします。議案書7ページをお開きください。

議案第5号平成29年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,843万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億8,410万1,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、役場庁舎の修繕や小学校における防災教育の充実、理科教育備品の購入などに係る所要額の補正となります。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

歳入です。

15款2項6目教育費国庫補助金4節理科教育設備整備費補助金234万9,000円の増は、教育環境の充実を図るため町内小中学校において理科教育用備品を購入することに伴う補助金を計上しております。

次に、16款3項3目1節教育費委託金160万6,000円の増は、県の防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の委託を受けて、東日本大震災や台風等による自然災害などの教訓を踏まえた小学校における安全教育や安全管理体制の充実を図る事業を実施することに伴い、その委託金を補正計上しております。

19款1項2目1節基金繰入金2,304万6,000円の増ですが、財政調整基金から補正財源として繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は、11億8,735万4,160円となりま

す。

21款4項2目5節雑入の140万円の増は、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金として第11A区町内会が行う設備・備品の整備に対する助成金の内示決定を受けたことによる補正計上となります。

次のページになります。歳出です。

2款1項4目まちづくり推進費19節負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金140万円の増は、ただいま歳入で説明しましたとおり一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金を受け、11A区町内会で使用する設備・備品の整備経費を補正計上しております。

5目財産管理費では、11節需用費で120万円、15節工事請負費で1,170万円を増額しております。庁舎の非常用設備の修繕のほか、庁舎屋上防水改修工事及び公共施設敷地内禁煙標識設置工事の経費をそれぞれ補正計上しております。

3款1項1目社会福祉総務費118万2,000円の増、8目後期高齢者医療対策費の27万円の増は、いずれも28節繰出金として国民健康保険事業及び後期高齢者医療、各特別会計に対しルール分による事務費分の繰出金を補正計上しております。

13ページになります。

3款2項1目児童福祉総務費25万5,000円の増は、19節負担金補助及び交付金において子育てワンストップサービスが10月から本格稼動することに伴う市町村共同電子申請届出サービス費用負担金を計上しております。

8款5項2目住宅建設費71万3,000円の増は、12節役務費で北船岡町営住宅4号棟及び5号棟の整備において、公営住宅に求められる住宅の性能評価を行うため必要な経費を計上しております。

次に、14ページになります。

10款1項2目教育管理費744万2,000円の増は、教育総務課一般管理費で469万9,000円、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業で274万3,000円を増額しております。教育総務課一般管理費では18節備品購入費において、歳入で説明いたしましたが国の補助金を活用して町内全中学校の理科教育用備品を整備するため、その経費を補正計上するものです。また、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業については、船岡小学校・柴田小学校及び船迫小学校の3校に緊急地震速報受信システムを設置するとともに、交通安全マップづくりや研修会等防災教育を開催するための所要額を補正計上しております。

なお、この事業は先ほど歳入でも説明いたしましたとおり、県の委託事業として実施いたし

ますが、緊急地震速報受信システムの設置が委託対象となるのは今年度が最終年となることから、委託対象の柴田小学校及び船迫小学校のほか、唯一未設置の船岡小学校には町単独事業で設置するものでございます。

10款2項1目小学校管理費の146万5,000円の増は、20節扶助費の学用品費において国の単価が改正されたことにより、不足する143万5,000円の増額補正を行うものです。

15ページになります。

3項1目中学校管理費207万5,000円の増も、小学校管理費と同様に20節扶助費において学用品費における国の単価改正に伴う不足額を補正計上しております。

10款6項1目保健体育総務費72万8,000円の増は、本町における全国高等学校総合体育大会水球競技の開催などで事務量増加が見込まれることから、7節賃金において臨時職員賃金を措置しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 13ページ、8款土木費の中の5項の住宅費、ここで住宅性能評価について書かれているんですけども、私もこの辺ちょっと離れているんですけども、たしか住宅性能評価のほうは10項目あって、地震の安定、構造の安定から火災時の安定・安財、それからずっと高齢者の配慮、あるいは防犯対策まで10項目にわたって評価することかと思うんですが、これをするどの程度までの性能表示を求めるのかという、何段階までですね。そういう形でいくのかということをお教えいただきたいのと、この性能表示、まだ私、義務化されているとはちょっと思っていなかったんですけども、これは義務化されているのかということと、それと、性能表示をどのように活用していくのかということの活用策について教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 性能表示じゃなくて、評価ということです。（「ああ性能評価、済みません」の声あり）

答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 秋本議員、専門家でいらっしゃるんでなかなか答えにくいんですが、住宅の品質確保の促進に関する法律です、いわゆる住宅品質法に基づいて設計住

宅性能評価を受けるものでございまして、公営住宅整備基準で求められています、例えば舟山議員の質問にもございました音対策を考慮したスラブ厚さでございまして、そういった性能を確認するということとなります。それに基づいて、補助金交付申請時の建設費が算定されていくということでございます。

義務化でございますが、公営住宅については義務化されていると。そのうち、秋本議員も言われたとおり確かに10項目の評価を受けることとなりますが、そのうち公営住宅については実は6項目、性能項目として特に指定されているということでございます。

劣化軽減に関することです。これは等級で言うと1から3までございますが、一番厳しい3ということでございます。

あと維持管理更新への配慮に関するもの、これは2級程度ということになっています。

あとは温熱環境に関すること、これも1から4の中で等級4ということになります。

あと空気環境に関すること、これも最高レベルですね。ホルムアルデヒド対策関係では、最高レベルの3ということになっています。

あとは音環境に関すること、いわゆる床関係です。スラブ厚さの決定がこういうところになされると、いわゆる15センチ以上をキープするようということでございます。

あとは6項目めの最後が、高齢者等への配慮に関することということになっています。

こういった評価を受けて、標準建設費が算定されるということになりますので、活用されていくということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。義務化されているとは、ちょっとわからなかったものすから。

公共施設のほうでこういう性能評価をするということは、大変有意義なことだと思っているんですけども、これから柴田町の建設される公共施設、それにもこの形の評価というのは順次当てはめていく計画があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） これからどうなのかということですけども、ちなみに4号棟・5号棟は今回性能評価をさせていただいて、いわゆる公営住宅法の中で縛りあるものすから、今回ご提案させていただきました。そのほかの公共施設につきましては、きっと品確法に基づいて評価をしていくようになるんだろうというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再々質問。

ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） ページ数でいくと11ページ、歳入。15款教育費国庫補助金ということで234万9,000円、これは14ページの歳出では教育費として理科教育用備品ということになっています。これについては、今回、本議会にも日本理科教育振興協会から国庫補助金・国庫補助を使って整備しましょうということがあります。今回は配付のみということになっていますが、こういうことでこれをやるようになったのか、そういうこと一つ。

それから、町の予算の中で理科教育に不足するという事は、その予算の配分はどうか。こういうのを最初から当てにしてやっているのであれば、それはそれでいいことでしょうけれども、その配分についてお聞きしたいと思います。理科教育振興協会って、この理科教育のメーカーとか販売店が会をつくって公益法人ということでやっているんですが、そういうことでこの補助金が獲得されたのか。それと、町の予算配分として理科教育にはどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回補正をいたしました理科備品関係です。今議員おっしゃるとおり国のほうの理科教育設備整備費補助金ということで、こちらに柴田町のほうで申請をいたしまして、今回3月に概算で申請をいたしまして認めていただいたというものです。事業費の2分の1が国の補助ということになります。

理科備品に関して、平成25年にも同じこの補助金を使って整備をしております。整備するためには、各学校ごとの理科整備に対して数字がありまして、基準額がございます。小学校・中学校ごとに。その基準額に至るまで整備する、この補助金が受けられるわけですが、やはり2分の1補助ですので計画的に町としてはこういう補助金を使って理科備品を整備していくということで、今回申請をして認められたということでございます。

○17番（水戸義裕君） 町の予算の配分で、最初から足りないことなのかということ。

○教育総務課長（森 浩君） 予算配分が足りないということではなく、やはりこういう整備費に関して補助金がありますので計画的に、整備済率というのがあるんですが、それを見ながら補助金を使ってやっぱり整備をしていったほうが、補助2分の1ですので理科の基準額に到達するまでというか、基準額の中で整備をしていくという計画で今回補助申請をした次第で、予算配当がないからということではなくて、有利な補助金がある、2分の1補助をしていただけるといって、今回申請をして認められたということ、必ず認められるかということ、やはり県内どこでも申請をいたしますので、毎年毎年申請しても認められるかどうかはちよっ

とわからないということで、平成25年して以来今回また申請をして認めていただいたということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

それで、理科教育振興協会にはこれは頼っていないということなんですか。それとも、そういうものがあるから、町として申請したということなんでしょうか、その辺ですね。実際、理科のいわゆる教材整備についてということで、ことしは6月26日までこれを出せばいいようなものも、教育振興協会のホームページ見るとなっているんですが、いわゆる振興協会のほうとは全然関係なくやったのかどうかということをお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） こちらの振興協会のほうでパンフレットがございますが、こちらがあったからではなくて、県を通して理科備品の整備について補助金がありますので、申請があれば申請してくださいということで2月ですかね通知があり、3月に積算をして、こういう形で柴田町は申請をしたいということで出したものが認められたということで、これを見たときにちょっと今回補正をしているんですが、これがあったからではなくて、あくまでも国から県に、県から町にということで、そういう補助事業がありますよということでのお知らせがあって、申請したものです。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） これは、全国の都道府県議会、市町村議会宛に振興協会から出されているんですね。ですから、これが使えるのであれば、やはり使ったほうがいいんじゃないかと。今回議会では陳情書として配付のみということにしていますが、そういった意味ではいわゆる有利に運べる状況であれば、科学人材育成のためにということでこの協会もあるということなので、使えるのであれば使ったほうがいいかなと。今までやっていること、悪いと言っているわけじゃなくて、さらにそういうふうにしたらいいかなということですよ。

以上です。答弁は要りません。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

12ページの上のほうの財産管理費の工事請負費、庁舎屋上防水改修工事に関して、まず1点目なんですが、この庁舎ですね。耐震性が危ぶまれるとか、ちょっと雨降ったら議会関係なく雨漏りするなど、いろいろぼろが出てきていると思うんですが、庁舎の危機管理という意味で、

このように毎日町民が出入りする、300人近い職員が働いているこの庁舎の危機管理という意味でどうなんですか。財政課にお聞きしたいんですが、年次計画的に庁舎のこういった改修工事とかをやっていると理解していいんですか。それとも、ほかの施設計画じゃないけれども、予算がついたらやるんだということではなくて。私からすると、庁舎の危機管理という意味で年次的にやることやっているということなのか、理解したいというか。まず、それをちょっとお聞きしたいんです。

2点目は、14ページの教育管理費の中の緊急地震速報システム設置工事、あと緊急地震速報受信機というふうになっていますが、これは学校のどういうところに設置されるのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、財政課長。2点目、教育総務課長。

○財政課長（相原光男君） 庁舎は年次計画かということですが、今回お願いしたのは庁舎の屋上防水改修工事ということで、庁舎は昭和48年に建設ということでもう43年経過しているという状況です。後から増築した部分は、今回は入っていないんですけれども、当初からの建物部分、それも2階建ての部分、そちらのほうの屋根のみの工事ということで計画しているところです。

実際今年度になってから、雨が降ったときに天井が一部落ちてきまして、これはやっぱり早急に直さなければいけないと。ましてや雨漏りで、電気・蛍光灯等もありますので、火災になっては困るということで、緊急的にその2階部分に関しては修繕したいということで、お願いしたところです。

確かに財政的に裕福であれば、計画も立てれるんだと思うんですが、今は教育関係の施設に力を入れているということで、そちらのほうを優先させていただいています。ただ、こういった緊急的なことが起きれば、すぐに対応するというようなことで考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 緊急地震速報受信機をどこに設置するかということですが、職員室のほうに設置をし、情報をいち早く確認して児童生徒の避難に役立てるということで、職員室です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 関連質問みたいになりますけれども、北朝鮮がミサイル発射したときのこと、ほかの議員から質問ありましたけれども、町からJアラートとかで、学校とかにはあれ

はそういう何か通報行くようになるんですかね。ちょっと関連質問みたいで申しわけないですけども。緊急地震速報システムというのが今回設置されるわけなんですけれども、これは何かほかにも活用されるということではなくて、あくまでもこれは地震についての速報であって、Jアラートのときとかということはある得ないというか。逆に言うと、Jアラートに関しての学校などへの通報というのかな、あれどうなのかちょっとお聞きしたいんですよ。

○議長（高橋たい子君） 舟山議員、予算書に関連した質問をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。いいですか。

ほかにも質疑。白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

12ページの歳出の2款総務費のまちづくり推進費の19節負担金補助及び交付金、先ほどコミュニティ助成事業補助金について説明はあったんですが、設備費って内容は何だったんでしょうか。説明をお願いします。

それから、14ページの10款教育費の、水戸議員からも質問が出ていましたが、教育管理費の18節備品購入費の理科教育用備品なんですけど、平成25年に一度行い、そして今回ということは4年たっていますよね。そうすると、その間傷んでいるだろうなと。今回は中学校だけ、小学校はどうなっているんだろうというふうに関心になるんですが、この理科備品に関してきちんと計画を立てて購入しているのかどうか。今回、公益社団法人日本理科教育振興協会からの資料によると、かなり使えない機器とか古い機器が残っているような数字が出ているんですね。柴田町では、そういう使用できない機器がどのくらいあるかとかの調査は行っているのでしょうか。今回は、なぜ小学校は入っていなかったのかを伺います。

それから、同じ14ページで2項小学校費の中の20節扶助費で準要保護の学用品の分、金額が上がったということなんですけど、幾らが幾らになったんでしょうか。それは、15ページの中学校のほうも同じなんですけど金額と、それから就学援助の申請はもう全て出し終えたかと思うんですが、人数確定したと思うんですよ。それで、各学校何人になっていて、率は何%になっているのか。もし出していたら、そこまでお願いします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） コミュニティ助成事業補助金でございます。こちらの事業内容ですが、11A区町内会の集会所で使う備品ということになります。内容につきましては、エアコン、冷蔵庫、ファンヒーター、掃除機、アンプ、マイク、食器棚、ホワイトボード、会

議用テーブルとなっております。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 理科備品に関してですが、まず今回、教育総務費のところでは備品購入としているのは、小学校・中学校あわせてこの事業をしたいものですから、総務管理のほうに中学校と小学校を合わせたものとして計上しております。ですから、今回中学校も小学校も両方入っております。

実際、理科備品に関しては、理科備品台帳というものが各学校で備えてあります。その中で今回補助対象となるのが2万円を超える理科備品ということになります。2万円以下のものに関しては、国のほうは交付税措置をしているということで、それを越えた部分に関して補助制度がございます。今回、2万円を超えるものとして申請をさせていただきました。

次に、準要保護のほうなんですけど、議員おっしゃるとおり今回新入学児童生徒学用品等の国の補助単価が変わったということで、今回計上させていただきました。まず、小学校が2万470円だったものが4万600円、ですから小学校で2万130円多くなっております。中学校が2万3,550円だったものが4万7,400円、2万3,850円ほど多くなっております。それに対して、ちょっと見込みを計上させていただきました。

人数です。6月1日現在、準要保護の生徒数なんですけど、小学校で174人84世帯、中学校で134人115世帯ということで、全児童生徒に占める割合というのが11%、1割強ということになっております。ただ、6月1日現在ですので、締め切ってはおりません。随時受け付けてはおりますので、今後もふえていくということでは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 理科教育用備品で2万円以上というのと、何を今回は計上したんでしょうか。

それから、学用品2万円以上上がることで、やはりかなり楽になるのかなと思うんですが、今回は学用品だけだったんですが、そのほかは考えてはいないんですか、値上げは。一応聞いておきます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 2万円を超える備品ということで、各学校から上がってきているのがデジタル顕微鏡、それから天体望遠鏡、実験用オシロスコープというようなものとか、あとは薬品保管庫、鍵のかかるという、そういう本当に耐用年数が長いものになっております。

準要保護のほうなんですけど、やはり要保護家庭の国の基準に従った助成ということを考えて

おりますので、基準は国の基準ということで考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。5番桜場政行君。

○5番（桜場政行君） 5番桜場です。

12ページ2款総務費です。5の財政財産管理費、ここの15節工事請負費です。公共施設敷地内禁煙標識設置工事ということで、これ全ての公共施設に標識を設置するという捉え方ではないでしょうか。あと、もしこの予算が可決されれば、恐らくこれ入札にかかるんで金額は言えないですね。その辺2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） こちら、公共施設等の禁煙標識の設置工事ということで、一応考えているのは12施設を考えております。不特定の町民が利用するような、それこそ役場もそうですけれども公民館、それから生涯学習センター、それから総合運動場、あと体育館、そういったことで12施設あるんですけれども、そちらのほうの入口等に目立つところに1カ所ずつ、1本ずつなんですけれども計画をしているということです。金額につきましては、工事ということですので表示はさせていただいておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 4月1日から柴田町が公共施設関係で全面禁煙になるというのは、例えば喫煙者、そうじゃない人たちにもかなり周知はされていると思うんです。12施設にこの標識を置くということなんですけれども、その場合、町内の方に向けての周知という意味では納得はするんですけれども、柴田町の方たちってこの禁煙に関してはかなり話題性があったので、大分町内の方たちには周知は行っていると思うんですけれども、もし町内の方を対象にした設置を考えているんだったら、ちょっと別のほうに予算をかけてもいいのかなと私自身は思うんですけれども。

これがまた、町外の方たちを対象にするということだとまた別の話ですが、その辺は、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 施設を利用するのは、当然町内の方だけではないということです。大会等があって利用する方もおりますし、その辺で周知をしていくというのは大事なことかなと思います。それから、町内に住んでいらっしゃる方についても、やっぱりそのとき初めてわ

かったとか、そういったこともありますので、施設に入るところ、入口あたりに目立つところに置いておけば、それこそ啓蒙に役立つのかなということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号平成29年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時10分から再開します。

午前10時53分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

#### 日程第5 議案第6号 平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第6号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、国保制度改正に伴うシステム改修及び国保ヘルスアップ事業の事業内容追加によるものです。

歳入につきましては、国庫補助金の減額及び一般会計繰入金が増額、歳出につきましては、

一般管理費及び保健事業の増額並びに後期高齢者支援金の減額であります。歳入歳出それぞれ32万4,000円を増額し、補正後の予算総額を47億2,827万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。議案書17ページをお開きください。

議案第6号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億2,827万6,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、国保制度改正に伴うシステム改修及び国保保健事業の増によるものです。

20ページをお開きください。

歳入です。

初めに、3款2項2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金85万8,000円の減額ですが、これは国保情報集約システム対応改修委託に係る補助金額118万2,000円の減額確定見込みと、国保情報データベースシステム制度改正対応委託に係る補助金額32万4,000円の増額確定見込みとの相殺の金額になります。いずれも、平成30年度からの新制度に対応するためのシステム改修費となります。

次に、9款1項1目一般会計繰入金の事務費繰入金118万2,000円の増ですが、さきの国保情報集約システム対応改修委託に係る補助金額118万2,000円の減額分を、事務費ルール分として一般会計より繰り入れするものです。

次に、21ページの歳出です。1款1項1目一般管理費32万4,000円の増は、歳入の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に計上しました国保情報データベースシステム制度改正対応委託に係るものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費200万2,000円の増額ですが、これまでの給付実績に基づき増額補正するものです。

3款1項1目後期高齢者支援金261万8,000円の減額ですが、これにつきましては75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金で、納付額の確定によるものです。

22ページです。8款2項1目保健事業の生活習慣病予防業務委託料61万6,000円の増額ですが、今年度新たに実施する国保ヘルスアップ事業となります。特定健康診査の結果で異常値が出た方なんですけれども、それを放置している方に対して受診勧奨する業務について追加補正するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第7号 平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第7号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額の増減はなく、保険給付費について補正するものです。居宅介護サービス給付費を1,073万5,000円減額し、地域密着型介護予防サービス給付費を1,073万5,000円増額するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第7号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

議案書の23ページをごらんください。

今回の補正については、保険給付費の補正となります。

第1条です。予算総額の増減はなしで、歳入歳出それぞれ当初予算と同じ同額の29億8,650万2,000円となります。

続きまして、歳出の補正について説明させていただきます。

26ページをごらんください。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費1,073万5,000円の減額と、2項介護予防サービス等諸費2目地域密着型介護予防サービス給付費1,073万5,000円の増額は、当初予算において介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者が3名を見込んで積算しておりましたが、本年度の2月から3名の要支援認定者が地域密着型のグループホームに入ったことから、地域密着型介護予防給付費が不足することになりましたので、2款1項1目の居宅介護サービス給付費を減額し、2款2項2目の地域密着型介護予防サービス給付費を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第8号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、手数料及び保険料還付金の増額によるものです。

歳入につきましては、事務費繰入金及び保険料還付金の増額、歳出につきましては、徴収費及び還付金の増額であります。歳入歳出それぞれ43万円を増額補正し、補正後の予算総額を4億120万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。議案書27ページをお開きください。

議案第8号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億120万1,000円とするものです。

30ページをお開きください。

歳入です。

3款1項1目事務費繰入金27万円の増額ですが、歳出における役務費の公金取扱手数料の増額により、同額を一般会計より繰り入れるものです。

次に、5款2項1目保険料還付金16万円の増額ですが、後期高齢者広域連合の保険料軽減判定システムの誤りによる保険料還付金の歳出増に対して、広域連合に同額の補填を請求するものです。

歳出です。

1款2項1目役務費の公金取扱手数料27万円の増額ですが、今年度から始めました保険料普通徴収分のコンビニ収納手数料を計上するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金16万円の増額ですが、これにつきましては後期高齢者医療広域連合の保険料軽減判定システムの誤りによる過年度分の還付対象者の増によるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。  
質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 歳入の諸収入の中で、今システムの誤りというふうな説明なんですが、全国的にも後期高齢者の医療費は、徴収の誤りというのが全国的にもあちこちで起きているわけですね。そういった状況で、システムの誤りなのかというふうには今説明なんですが、その辺について詳しくわかれば教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） この後期高齢者医療に関しましては、平成20年度からこの制度ができて、宮城県ですと広域連合で集めてというふうになるんですが、国のもともとのシステムの軽減措置を判定するところに誤りがあったそうです。それが昨年度わかりまして、そのことに基づいてこれは全国的なことになっております。柴田町も、その対象者の方が確定されて通知が来まして、その方からはもう保険料を納めていただいていますので、それを還付するというものになります。軽減の関係は、青色申告の方の分のところにもともとのシステムの誤りがあったというふうに、県からの説明はありました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 意見書案第1号 宮城県国民健康保険運営方針案に関する意見書

○議長（高橋たい子君） 日程第8、意見書案第1号宮城県国民健康保険運営方針案に関する意

見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番平間奈緒美さんの登壇を許します。

〔9番 平間奈緒美君 登壇〕

- 9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。ただいま議題となっております意見書案第1号宮城県国民健康保険運営方針案に関する意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明に変えさせていただきます。

#### 宮城県国民健康保険運営方針案に関する意見書（案）

国が示した2018年度（平成30年度）からの国民健康保険の都道府県化に伴い、宮城県でも制度設計の検討が進められている。本年4月に示された運営方針案では、保険料（税）統一や、市町村の一般会計からの法定外繰り入れ解消などの方向性が示された。

しかし、宮城県は事業費納付金・標準保険料試算を明らかにせず、公表を来年年明けとし、住民への説明・理解をないがしろにしている。

また、国民健康保険は、各市町村が低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきたものである。市町村からの法定外繰り入れをなくせば、これまで低所得者の保険料軽減や市民の健康増進に努力してきた市町村ほど保険料の大幅な値上げとなるおそれがある。

したがって、本柴田町議会は、宮城県に対し、下記の事項を実施するよう求める。

#### 記

1. 宮城県は、事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。
2. 2018年度以降も、現在以上に保険料（税）を上げないこと。
3. 各市町村は、他の被用者保険等と比べ、低所得の加入者が多いという国民健康保険の構造的な課題により、被保険者の負担を軽減するため、やむなく一般会計からの繰り入れを実施してきたものである。今後は財政的責任の主体となる宮城県において、県民への影響を勘案し、一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における独自権限を侵害しないこと。
4. 準備が整わないまま拙速な実施はせず、場合によっては延期も検討すること。
5. 国に対し、負担感が強い保険料（税）の是正、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を検討するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月9日

宮城県柴田町議会

提出先

宮城県知事 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号宮城県国民健康保険運営方針案に関する意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

---

## 日程第9 陳情第1号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての

### 陳情

#### 陳情第2号 就学援助の拡充と見直しを求める陳情

○議長（高橋たい子君） なお、6月会議の本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。陳情第1号については、さきの日程にて意見書案第1号として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

陳情第2号及び要望等については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

これで、6月会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成29年度柴田町議会6月会議を

閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議は、柴田町議会では初めてとなる女性議長を迎え、また3人の新人議員の皆様を迎えた中で、本格的な議論をさせていただきました。また、初めて導入されたユーチューブによるネット配信は、多くの町民の皆様には正しい情報を伝えやすくなった反面、その答弁の受け答えに対するふるまいについてもリアルタイムで町民に公開されておりますので、今後とも誤解等を受けることのないよう身を引き締めてまいりたいと思っております。

今回の会議では、平成28年度各種会計補正予算、条例改正、3会計繰越明許費繰越計算書など13件の報告、人事案件に係る諮問1件、並びに提案申し上げました議案では、船岡小学校大規模改造工事請負契約2件、平成29年度一般会計補正予算のほか、国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計補正予算など6件、全て原案のとおり可決いただきました。改めて御礼申し上げます。

さて、平成28年度補正予算に係る専決処分によりまして、財政調整基金と町債等管理基金に3,900万円の積み増しをさせていただいた結果、合計額はこれまでの柴田町の一般会計におきまして一番多い16億8,000万円を確保させていただきました。また、(仮称)総合体育館、図書館、給食センター建設といった大型プロジェクトに向けた特定目的基金にもあわせて1億6,000万円を積み増しさせていただき、合計で6億2,500万円余りの定期預金も確保することができました。これらは、職員等の頑張りや国の交付金等を有効に活用できた成果ではないかと思っております。

今後も、将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

一般質問は、16人から29問、122項目の多岐多彩にわたる内容の提案をいただいた3日間となりました。質問では、雨水冠水対策においては、これまでのハード整備に加えて住民が身近にできる雨水貯留タンクの活用や女性視点での防災対策、子どもにかかわるものとしては、いじめ対策や放課後児童クラブや放課後等デイサービス、給食費無料化の可能性や待機児童解消に向けた取り組みなどが議論されました。また、柴田町の資源である桜を生かすイベントや情報発信のための図書館における資料収集、さらにガバメントクラウドファンディングや木育といった新たな政策提言も行われました。

一般質問に提案されたこれらのことにつきましては、真摯に受けとめ、町民の皆さんの関心の高まりや意識の醸成に努めながら、優先順位を見きわめて財政状況を勘案しながら、できることから取り組んでまいりたいというふうに思っております。特に冠水対策マニュアルに基づく対策につきましては、できれば9月補正予算で対応してまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、休会に当たり御礼の挨拶とさせていただきますと思います。

本当にありがとうございました。ご苦労さまでございました。

○議長（高橋たい子君） これをもって平成29年度柴田町議会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後1時23分 休会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月9日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 3番 安 藤 義 憲

署名議員 4番 平 間 幸 弘